第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節　定義

第一条第一号中「第十二条の三第一項」を「第四条第二項」に改める。

第二条第一号中「又はビラ」を「若しくはビラ」に、「配布して」を「配布し、又は広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、若しくはラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で主務省令で定めるもの又はその集合物をいう。第十九条において同じ。）を利用して」に改める。

第三条の次に次の節名を付する。

第二節　訪問販売

第三条の二から第三条の四までを削る。

第四条を次のように改める。

（法第四条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第四条　法第四条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（以下「書面等」という。）によつて得るものとする。

2　販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　販売業者又は役務提供事業者は、法第四条第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4　前三項の規定は、法第五条第三項において法第四条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

第二十条を第四十三条とし、第十九条を第四十二条とし、第十八条を第四十一条とし、第十七条の二を第四十条とし、第十七条を第三十九条とし、第十六条の六を第三十八条とする。

第十六条の五第二号及び第三号中「第五十八条の七から第五十八条の九まで」を「第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項、第五十八条の九」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　雑則

第十六条の四中「第三条の四」を「第七条」に、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は」を「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは」に改め、同条を第三十六条とする。

第十六条の三第一号中「（二輪のものを除く。）」を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第五十八条の七第二項の規定による承諾に関する手続等）

第三十五条　法第五十八条の七第二項の規定による承諾は、購入業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2　購入業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　購入業者は、法第五十八条の七第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4　前三項の規定は、法第五十八条の八第三項において法第五十八条の七第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

第十六条の二中「第三条の四」を「第七条」に、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は」を「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　訪問購入

第十六条を第三十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章　業務提供誘引販売取引

（法第五十五条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第三十二条　法第五十五条第三項の規定による承諾は、業務提供誘引販売業を行う者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方から書面等によつて得るものとする。

2　業務提供誘引販売業を行う者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方から書面等により法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十五条第四項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により業務提供誘引販売契約の相手方に提供したときは、当該業務提供誘引販売契約の相手方に対し、当該事項が当該業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

第十五条を第三十条とし、第十四条を第二十九条とする。

第十三条の二中「第三条の四」を「第七条」に、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は」を「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは」に改め、同条を第二十八条とし、第十三条を第二十七条とし、第十二条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。